

## 金の商品設計について（案）

項目	標準取引		ミニ取引
	現行	変更案	
1.取引の種類	現物先物取引	現行どおり	現金決済先物取引
2.標準品	純度 99.99%以上の金地金	現行どおり	標準取引と同様とする（現金決済先物取引の対象）。
3.取引単位	1 キログラム	現行どおり	100 グラム（標準取引の 1 / 10）
4.呼値とその単位	1 グラム当たり 1 円刻み	現行どおり	標準取引と同様とする。
5.納会日	受渡日から起算して 4 営業日前に当たる日。 ただし、12 月は受渡日を 24 日として起算する。	現行どおり	標準取引と同様とする。
6.最終決済価格	-	-	標準取引の当月限納会日の最終帳入値段とする。
7.帳入値段	1 計算区域の最終約定値段とする。	現行どおり	標準取引と同一限月の帳入値段とする。
8.限月	新甫発会日の属する月の翌月から起算した 12 ヶ月以内の各偶数 限月とする。（6 限月制）	現行どおり	新甫発会日の属する月の翌月から起算した 6 ヶ月以内の各偶数 限月とする。（3 限月制） なお、取引開始時の限月構成は、標準取引の期近 3 限月とする。
9.立会時間	前場：9：00～11：00 後場：12：30～15：30	現行どおり	標準取引と同様とする。
10.制限値段	毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額を設定する。	過去の一定期間の価格変動の最大値を基準とし、価格が制限値段に 到達する可能性が極めて低い値とする。 なお、制限値段は、相当程度の状況の変化がない限り変更しない。	標準取引との価格の連動性を担保するため、標準取引と同値と する。

項目	標準取引		ミニ取引
	現行	変更案	
11. 制限値段の特例	<p>発動要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達した場合は、その翌営業日以降、1番限月を除く全限月の制限値段を通常の50%増とする。</li> </ul> <p>解除要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終約定値段が3限月以上で通常の制限値段未満となったとき。</li> <li>ただし、最終約定値段が3限月以上、同一方向の制限値段に2営業日連続して達した場合には、3営業日間連続して1番限月を除く全限月の最終約定値段が、通常の制限値段未満となったときとする。</li> </ul>	現行どおり	<p>発動要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準取引で制限値段の特例措置が発動された場合は、ミニ取引も同様に適用する。</li> </ul> <p>解除要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準取引で制限値段の特例措置が解除された場合は、ミニ取引も同様に解除する。</li> </ul>
12. 取引本証拠金基準額	制限値段に倍率を乗じた額に、その50%相当額を加えて得た額を下限として毎月設定する。	算定基準を制限値段ではなく、毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額に倍率を乗じ、その50%相当額を加えて得た額を下限として設定する。	算定基準を制限値段ではなく、毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額に倍率を乗じ、その100%相当額を加えて得た額を下限として設定する。
13. 取引定時増証拠金	1番限月の建玉について預託を求める。	現行どおり	ミニ取引は、現金決済先物取引を採用することにより、受渡しに係るリスクがないため、原油と同様に、取引定時増証拠金の預託を不要とする。
14. 取引臨時増証拠金	<p>発動要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終約定値段が2営業日連続して3限月以上、同一方向の制限値段に達したときは、その翌営業日から新規玉を対象に取引臨時増証拠金の預託を求める。</li> <li>預託額は、通常の制限値段の50%に取引倍率を乗じた額とする。</li> </ul> <p>解除要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1番限月を除く全限月の最終約定値段が、3営業日連続して通常の制限値段未満となったときは、翌営業日から取引臨時増証拠金の預託を解除する。</li> </ul>	現行どおり	<p>発動要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準取引で取引臨時増証拠金が発動された場合には、ミニ取引も同様に、取引臨時増証拠金を求める。</li> <li>預託額については、標準取引と同様に、通常の制限値段の50%に取引倍率を乗じた額とする。</li> </ul> <p>解除要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準取引で制限値段の特例措置が解除された場合は、ミニ取引も同様に取引臨時増証拠金を解除する。</li> </ul>

項目	標準取引		ミニ取引																																								
	現行	変更案																																									
15.取引割増証拠金	<p>一限月及び全限月通算の自己に係る片建玉について、次の数量を超える1枚につき、20,000円とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一限月</th> <th>全限月通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000枚</td> <td>3,000枚</td> </tr> </tbody> </table>	一限月	全限月通算	1,000枚	3,000枚	<p>会員に係る建玉制限数量を一律に緩和することに伴い、純資産額の低い会員の過当投機を防止するため、全限月通算の会員の自己に係る片建玉について、次の数量を超える1枚につき、所定の取引割増証拠金を預託させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産額</th> <th>全限月通算</th> <th>預託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円未満</td> <td>300枚</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>500枚</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以上 20億円未満</td> <td>800枚</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>20億円以上 50億円未満</td> <td>1,500枚</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円以上 100億円未満</td> <td>2,000枚</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>100億円以上 200億円未満</td> <td>2,500枚</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>200億円以上</td> <td>3,000枚</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	純資産額	全限月通算	預託額	5億円未満	300枚	80,000円	5億円以上 10億円未満	500枚	80,000円	10億円以上 20億円未満	800枚	80,000円	20億円以上 50億円未満	1,500枚	70,000円	50億円以上 100億円未満	2,000枚	60,000円	100億円以上 200億円未満	2,500枚	30,000円	200億円以上	3,000枚	20,000円	<p>会員に係る建玉制限数量を一律に緩和することに伴い、純資産額の低い会員の過当投機を防止するため、全限月通算の会員の自己に係る片建玉について、次の数量を超える1枚につき、所定の取引割増証拠金を預託させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産額</th> <th>全限月通算</th> <th>預託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円未満</td> <td>300枚</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>500枚</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以上 20億円未満</td> <td>800枚</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	純資産額	全限月通算	預託額	5億円未満	300枚	6,000円	5億円以上 10億円未満	500枚	6,000円	10億円以上 20億円未満	800枚	6,000円
	一限月	全限月通算																																									
	1,000枚	3,000枚																																									
	純資産額	全限月通算	預託額																																								
5億円未満	300枚	80,000円																																									
5億円以上 10億円未満	500枚	80,000円																																									
10億円以上 20億円未満	800枚	80,000円																																									
20億円以上 50億円未満	1,500枚	70,000円																																									
50億円以上 100億円未満	2,000枚	60,000円																																									
100億円以上 200億円未満	2,500枚	30,000円																																									
200億円以上	3,000枚	20,000円																																									
純資産額	全限月通算	預託額																																									
5億円未満	300枚	6,000円																																									
5億円以上 10億円未満	500枚	6,000円																																									
10億円以上 20億円未満	800枚	6,000円																																									

項目	標準取引		ミニ取引																																																																				
	現行	変更案																																																																					
16. 建玉制限	<b>【会 員】</b> ・ 会員（売又は買の夫々につき次の数量） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">純資産額</th> <th>当月限</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.3 億円未満</td> <td>5 枚</td> <td>30 枚</td> </tr> <tr> <td>0.3 億円以上</td> <td>0.5 億円未満</td> <td>15 枚</td> <td>50 枚</td> </tr> <tr> <td>0.5 億円以上</td> <td>1 億円未満</td> <td>20 枚</td> <td>100 枚</td> </tr> <tr> <td>1 億円以上</td> <td>2 億円未満</td> <td>30 枚</td> <td>200 枚</td> </tr> <tr> <td>2 億円以上</td> <td>5 億円未満</td> <td>50 枚</td> <td>300 枚</td> </tr> <tr> <td>5 億円以上</td> <td>10 億円未満</td> <td>100 枚</td> <td>500 枚</td> </tr> <tr> <td>10 億円以上</td> <td>15 億円未満</td> <td>200 枚</td> <td>600 枚</td> </tr> <tr> <td>15 億円以上</td> <td>20 億円未満</td> <td>600 枚</td> <td>800 枚</td> </tr> <tr> <td>20 億円以上</td> <td>30 億円未満</td> <td>1,500 枚</td> <td>1,500 枚</td> </tr> <tr> <td>30 億円以上</td> <td>50 億円未満</td> <td>2,000 枚</td> <td>2,000 枚</td> </tr> <tr> <td>50 億円以上</td> <td>75 億円未満</td> <td>3,500 枚</td> <td>3,500 枚</td> </tr> <tr> <td>75 億円以上</td> <td>100 億円未満</td> <td>5,000 枚</td> <td>5,000 枚</td> </tr> <tr> <td>100 億円以上</td> <td>150 億円未満</td> <td>5,000 枚</td> <td>6,500 枚</td> </tr> <tr> <td>150 億円以上</td> <td>200 億円未満</td> <td>5,000 枚</td> <td>8,000 枚</td> </tr> <tr> <td>200 億円以上</td> <td></td> <td>5,000 枚</td> <td>10,000 枚</td> </tr> </tbody> </table>	純資産額		当月限	合計		0.3 億円未満	5 枚	30 枚	0.3 億円以上	0.5 億円未満	15 枚	50 枚	0.5 億円以上	1 億円未満	20 枚	100 枚	1 億円以上	2 億円未満	30 枚	200 枚	2 億円以上	5 億円未満	50 枚	300 枚	5 億円以上	10 億円未満	100 枚	500 枚	10 億円以上	15 億円未満	200 枚	600 枚	15 億円以上	20 億円未満	600 枚	800 枚	20 億円以上	30 億円未満	1,500 枚	1,500 枚	30 億円以上	50 億円未満	2,000 枚	2,000 枚	50 億円以上	75 億円未満	3,500 枚	3,500 枚	75 億円以上	100 億円未満	5,000 枚	5,000 枚	100 億円以上	150 億円未満	5,000 枚	6,500 枚	150 億円以上	200 億円未満	5,000 枚	8,000 枚	200 億円以上		5,000 枚	10,000 枚	<b>【会 員】</b> ・ 会員（売又は買の夫々につき次の数量） <table border="1"> <thead> <tr> <th>当月限</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 枚</td> <td>20,000 枚</td> </tr> </tbody> </table>	当月限	合 計	10,000 枚	20,000 枚	<b>【会 員】</b> ・ 会員（売又は買の夫々につき次の数量） 限月の区別なく 20,000 枚
	純資産額		当月限	合計																																																																			
		0.3 億円未満	5 枚	30 枚																																																																			
	0.3 億円以上	0.5 億円未満	15 枚	50 枚																																																																			
	0.5 億円以上	1 億円未満	20 枚	100 枚																																																																			
	1 億円以上	2 億円未満	30 枚	200 枚																																																																			
	2 億円以上	5 億円未満	50 枚	300 枚																																																																			
	5 億円以上	10 億円未満	100 枚	500 枚																																																																			
	10 億円以上	15 億円未満	200 枚	600 枚																																																																			
	15 億円以上	20 億円未満	600 枚	800 枚																																																																			
20 億円以上	30 億円未満	1,500 枚	1,500 枚																																																																				
30 億円以上	50 億円未満	2,000 枚	2,000 枚																																																																				
50 億円以上	75 億円未満	3,500 枚	3,500 枚																																																																				
75 億円以上	100 億円未満	5,000 枚	5,000 枚																																																																				
100 億円以上	150 億円未満	5,000 枚	6,500 枚																																																																				
150 億円以上	200 億円未満	5,000 枚	8,000 枚																																																																				
200 億円以上		5,000 枚	10,000 枚																																																																				
当月限	合 計																																																																						
10,000 枚	20,000 枚																																																																						
	・ 受託会員（売又は買の夫々につき全建玉数の 10%又は次の数のうちいずれか多い数） <table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産額</th> <th>当月限</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>20 億円未満</td> <td>600 枚</td> </tr> <tr> <td>20 億円以上</td> <td>30 億円未満</td> <td>1,500 枚</td> </tr> <tr> <td>30 億円以上</td> <td>50 億円未満</td> <td>2,000 枚</td> </tr> <tr> <td>50 億円以上</td> <td>75 億円未満</td> <td>3,500 枚</td> </tr> <tr> <td>75 億円以上</td> <td>100 億円未満</td> <td>5,000 枚</td> </tr> <tr> <td>100 億円以上</td> <td>150 億円未満</td> <td>5,000 枚</td> </tr> <tr> <td>150 億円以上</td> <td>200 億円未満</td> <td>5,000 枚</td> </tr> <tr> <td>200 億円以上</td> <td></td> <td>5,000 枚</td> </tr> </tbody> </table>	純資産額	当月限	合計		20 億円未満	600 枚	20 億円以上	30 億円未満	1,500 枚	30 億円以上	50 億円未満	2,000 枚	50 億円以上	75 億円未満	3,500 枚	75 億円以上	100 億円未満	5,000 枚	100 億円以上	150 億円未満	5,000 枚	150 億円以上	200 億円未満	5,000 枚	200 億円以上		5,000 枚	・ 受託会員（売又は買の夫々につき全建玉数の 10%又は次の数のうちいずれか多い数） <table border="1"> <thead> <tr> <th>当月限</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 枚</td> <td>20,000 枚</td> </tr> </tbody> </table>	当月限	合 計	10,000 枚	20,000 枚	・ 受託会員（売又は買の夫々につき全建玉数の 10%又は次の数のうちいずれか多い数） 限月の区別なく 20,000 枚																																					
純資産額	当月限	合計																																																																					
	20 億円未満	600 枚																																																																					
20 億円以上	30 億円未満	1,500 枚																																																																					
30 億円以上	50 億円未満	2,000 枚																																																																					
50 億円以上	75 億円未満	3,500 枚																																																																					
75 億円以上	100 億円未満	5,000 枚																																																																					
100 億円以上	150 億円未満	5,000 枚																																																																					
150 億円以上	200 億円未満	5,000 枚																																																																					
200 億円以上		5,000 枚																																																																					
当月限	合 計																																																																						
10,000 枚	20,000 枚																																																																						

項目	標準取引		ミニ取引				
	現行	変更案					
	<p>【委託者】(売又は買の夫々につき次の数量)</p> <p>限月の区別なく 5,000 枚</p>	<p>【委託者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非当業者 (売又は買の夫々につき次の数量)</li> <li>限月の区別なく 5,000 枚</li> <li>・ 当業者* (売又は買の夫々につき次の数量)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>当月限</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>10,000 枚</td> <td>20,000 枚</td> </tr> </table>	当月限	合計	10,000 枚	20,000 枚	<p>【委託者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非当業者 (売又は買の夫々につき次の数量)</li> <li>限月の区別なく 5,000 枚</li> <li>・ 当業者* (売又は買の夫々につき次の数量)</li> <li>限月の区別なく 20,000 枚</li> </ul>
当月限	合計						
10,000 枚	20,000 枚						

\* 定款第 11 条第 1 項第 1 号で定める当業者

上場商品構成物品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者。